判定番号
H25-001号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-002号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-003号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-004号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-005号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-006号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.6.10協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H25-007号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-008号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-009号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-010号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-011号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年4月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-012号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-013号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-014号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-015号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-016号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-017号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-018号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-019号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年5月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注意：判定番号H24-96号、H25-19号、H25-19号、H27-41号を参照

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-020号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.9.5協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-021号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。:該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-022号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年5月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-023号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-024号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年5月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-025号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

道路判定番号R2-045号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-026号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-027号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-028号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.6.28協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-029号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-030号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-031号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年5月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-032号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-033号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-034号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-035号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-036号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-037号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年5月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-038号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.12.25協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-039号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-040号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H28.10.3協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H25-041号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-042号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-043号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H27.7.1協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-044号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-045号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-046号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-047号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H10-4号再判定、H28.9.15再協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-048号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-049号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年6月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-050号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H9.7.17協定済(H9-19)

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-051号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-052号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-053号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-054号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-055号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年6月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-056号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　③　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-（4）、②は包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-057号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-058号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することかできます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年6月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-059号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-060号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年7月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-061号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-062号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-063号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-064号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-065号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.10.4協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-066号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-067号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-068号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-069号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-070号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年7月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-071号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-072号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-073号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年8月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-074号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-075号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-076号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-077号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-078号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年8月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-079号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H30.10.1通路協定済　R2.9.30一部協定除外

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-080号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-081号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-082号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年8月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-083号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-084号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-085号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-086号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-087号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ④ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、②は包括同意基準3-（5）または3-（6）、③は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-088号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-089号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-090号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-091号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-092号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年8月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-093号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-094号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-095号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-096号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-097号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H9.4.?協定済(H9-4)

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-098号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.7.8協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-099号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ①③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ④ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、②は包括同意基準3-（5）または3-（6）、③は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-100号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-101号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-102号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.1.8一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H25-103号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-104号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年9月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-105号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-106号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年9月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-107号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	□　建築基準法第42条第2項による道路 □　建築基準法第42条第1項第3号による道路 □　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） □　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年10月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

開発道路　４２－１－２

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-108号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.1.15協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-109号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-110号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます"該当しない場合は、個別案件審査となりまず。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-111号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-112号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-113号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-114号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-115号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-116号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年10月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-117号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-118号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-119号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-120号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-121号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-122号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-123号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-124号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-125号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-126号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-127号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ② 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	③全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-128号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-129号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-130号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年11月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.8.5協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-132号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-133号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-134号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-135号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年12月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-136号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-137号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-138号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、②は包括同意基準3-（5）または3-（6）、③は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-139号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年12月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-140号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-141号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-142号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-143号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-144号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-145号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-146号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年12月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-147号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-148号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-149号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同席基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は.個別案件審蕃となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-150号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-151号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同あ基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※H31-169号にて判定範囲変更（判定範囲は土地利用計画図を参照）

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-152号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年1月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-153号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-154号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-155号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-156号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-157号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-158号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-159号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-160号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年2月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-161号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-162号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-163号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。に許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-164号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-165号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-166号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-167号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年2月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-168号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

範囲は正本を参照

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-169号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-170号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-171号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-172号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-173号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。に許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年2月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-174号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-175号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-176号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-177号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する鍋合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-178号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別集件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-179号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年8月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-180号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-181号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成26年3月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-182号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-183号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、水路沿-（の東西の道については包括同意基準2、その他の道は3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-184号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-185号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年4月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-186号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-187号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-188号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-189号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。に許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-190号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-191号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-192号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-193号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-194号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H25-195号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成26年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考